

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び都市施設総務課」を「、都市施設総務課及び下水道経営課」に改める。

別表第1文化スポーツ部の項委任する事務の範囲の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。